日本赤十字社 女性活躍推進法·次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

計画期間

▶ 令和4年4月1日~令和7年3月31日

定量的目標

- ① 事務系の管理職に占める女性労働者の割合を16%とする。
- ② 男性の育児休業取得率を60%とする。

具体的な取組内容① 【組織文化・個人の行動様式】

職員一人ひとりの仕事と私生活がより充実するよう、応援し高め合う職場風土を醸成する

- > 管理職 を対象としたDEI (Diversity, Equity, Inclusion) にかかる研修の実施
- ▶ 事務系の女性職員を対象とした研修を継続的に実施し、女性同士の横の繋がりを構築
- ▶ 社内広報誌等への女性活躍及び育児等に関する情報掲載(ロールモデルの紹介や活躍する職員のインタビュー記事の掲載による職員の意識醸成

具体的な取組内容②【人事制度】

ライフイベントによってキャリア形成が途絶えないよう、育児及び介護に関する制度の理解促進と利用促進を図る

- ▶ 自身あるいはパートナーの出産を控えた職員及びその上司に対し、仕事と育児の両立にかかるパンフレット 用いて、内容説明及び定期的なフォローアップを行う
- ♪ 介護に直面した職員等及びその上司に対し、仕事と介護の両立にかかるパンフレット (新たに作成)を用いて、内容説明 及び定期的なフォローアップを行う
- ▶ 男性の育児休業取得率を上げる(目安として1人一週間以上を目標) ことにより、男性の育児への協力意識を高めることをひとつのきっかけとして、仕事と育児の両立や女性活躍推進に理解ある職場風土を醸成する